

高千穂町告示第121号

令和4年第4回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年10月11日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和4年11月4日
 - 2 場 所 高千穂町役場議場
-

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員	田中 義了議員
佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	本願 和茂議員
中島 早苗議員	馬原 英治議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

令和4年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和4年11月24日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年11月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第8号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第9号 令和4年度高千穂町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第65号 高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第66号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第68号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 高千穂町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 高千穂町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第75号 高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第76号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第19 議案第77号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第78号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第79号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第80号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)

日程第23 議案第81号 令和4年度高千穂町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第82号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 承認第8号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求
めることについて

日程第6 承認第9号 令和4年度高千穂町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
を求めることについて

日程第7 議案第65号 高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第66号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第9 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につ
いて

日程第10 議案第68号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第69号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第70号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて

日程第13 議案第71号 高千穂町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第14 議案第72号 高千穂町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第15 議案第73号 高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定について

日程第16 議案第74号 高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第75号 高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正について

日程第18 議案第76号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）

日程第19 議案第77号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第78号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第79号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第80号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第81号 令和4年度高千穂町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第82号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について

出席議員（13名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史
農地整備課長 …………… 江藤 武憲	建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 飯干 美恵	
保健福祉総合センター事務長 ……………	興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲	
教育委員会次長兼教育総務課長 ……………	山下 正弘
監査委員 …………… 中尾 清美	

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 開会前にお知らせします。本日は、病院事務長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に当たるため、欠席しております。

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和４年第４回高千穂町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、議席番号３番、佐藤さつき議員、議席番号５番、板倉哲男議員を指名します。

日程第２．会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第２、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から１２月６日までの１３日間にしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から１２月
６日までの１３日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行う
こととします。

日程第３．諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第１９９条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第２３５条の規
定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報
告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付を持っ
て報告とします。

続いて議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました要望1件につきましては、文書表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日は、議員の皆様には何かとお忙しい中に、令和4年第4回高千穂町議会定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る10月30日、新型コロナウイルス感染症の影響により2年遅れとなりましたが、町制施行100周年記念式典を高千穂町武道館にて開催させていただきました。

河野知事をはじめ国会議員の先生方、姉妹都市である沖縄県南城市、豊見城市、そして長野県戸隠地区の皆様、大分・熊本両県の近隣自治体、また県内では北部広域行政事務組合エリアの首長様など、多くの来賓をお迎えし、盛大に開催することができました。

これまで町政運営に対し多大な御貢献のありました皆様を表彰させていただいたほか、緒嶋雅晃様、内倉信吾様、後藤俊彦様に名誉町民の称号を贈らせていただきました。

また、100周年の節目に制作した記念ソング「明日への風」を、小学生のコーラス、中学生、高校生の吹奏楽を交え、生演奏で披露することができました。

前日のレセプションから当日の記念式典、記念ライブ、また、主に子供たちを対象にした記念イベントまで、準備運営には多くの職員が従事しましたが、御出席の皆様方からは「とても良い式典であった」「子供たちも出演した記念ソングには感激した」「職員による町歌の合唱に町の元気を感じた」など、たくさんのお褒めの言葉を頂戴し、成功裏に終えることができたと感じております。

式典では、これまでの100年を振り返るとともに、今後の確かな発展に向けて様々な分野について成果ある施策を打ち出しながら、しっかりと取り組んでいかねばならないと心新たにしたいところでございます。

議員各位におかれましても、一連の行事につきまして様々に御協力を頂きましたことに感謝を申し上げます。

これに関連して、今回都合により来町ができませんでした海外の姉妹都市であります台湾花蓮市につきましては、12月の9日から11日にかけて、魏嘉賢市長様をはじめ20名ほどで来町いただく計画で準備を進めているところでございます。議員各位にも歓迎レセプションに御参加いただくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、お迎えするに当たり、高千穂峡おのころ池近くに姉妹都市盟約を記念したモニュメントを設置いたしましたので、花蓮市長をお迎えした際に除幕式を執り行う計画であり、民間レベルで台湾との交流を続けておられます日華親善協会主催による記念植樹も計画されているとお聞きしており、町を挙げて花蓮市の皆様を盛大にお迎えしたいと考えております。

さて、9月の台風14号被害の詳細と今後の対応につきましては、後ほど詳しく御報告をいたしますが、まずは被災をされた皆様方に心よりのお見舞いを申し上げます。

この災害復旧につきましては、10月28日の閣議にて激甚災害指定となりましたことから、財政的な負担については、ある程度軽減をされ、農地の復旧等についても、各農家の負担も一定程度軽減できるものと考えております。

先週は全国町村長大会等で上京いたしましたことから、激甚災害指定について強く働きかけていただきました本県選出国會議員の先生方にも直接お礼と感謝を申し上げたところであります。河野宮崎県知事におかれましても激甚災害指定に向けて強く要望していただいたほか、早期に高千穂峡の復旧予算を確保していただき感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、滝見台近くの遊歩道手すりにつきましては仮復旧が完了し、11月18日の午後から通行ができるようになりました。今後も、残る区間について復旧工事の準備を進めていただいております、町といたしましても県と連携し、必要な復旧を急いでまいります。

さて、後ほど詳しく御報告をいたしますが、10月に鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会では、JA高千穂地区からの出場牛が全て優等2席以上、かつ肉牛の部では内閣総理大臣賞を獲得するなど、高千穂牛の質の高さを全国に示し、宮崎県を牽引する存在感を示してくれました。

先日、本町役場にも懸垂幕を掲示したほか、JA本所にも活躍をたたえる懸垂幕が設置されたところであります。日本一の努力と準備を重ねられ、素晴らしい成績を勝ち取られた生産者の皆様方に心よりお祝いを申し上げます。

それでは、当面する町政につきまして御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

8月の24日から9月21日にかけて、武道館で4回目の集団接種を実施いたしました。対象者は、いずれも3回目接種を完了し、5か月を経過した60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方、重症化リスクが高い方々へサービスを提供する18歳から59歳の医療従事者や

高齢者施設などの従事者でありました。この間の接種者は7,302名で、対象者の約93%の方が完了されております。

10月19日からはオミクロン株対応ワクチンの集団接種を実施しております。対象者は、初回接種、いわゆる1回目、2回目を接種し、5か月が経過している12歳以上の接種希望者で、3回目、4回目の接種が済んでいない方から順次実施しております。11月9日現在の接種者は2,340名で、対象者の約20%の方が完了されております。

なお参考数値ですが、全国での接種率は8.4%であります。

10月21日付、厚生労働省健康局長通知で、従来型及びオミクロン株対応型ワクチンの追加接種は、前回接種から3か月が経過すれば接種できるとの省令改正がありましたので、初回接種を完了された12歳以上の全ての方について、年内に接種できるよう準備を進めております。

また、4回目を従来型ワクチンで接種し、3か月が経過した方に対しても、オミクロン株対応型ワクチン接種の御案内を行っております。

さらに、5歳から11歳までの小児接種につきましては、9月1日より努力義務が適用となりましたので、希望者に対し、10月22日土曜日に集団接種を実施し、対象者の約34%、218名の方が3回目まで完了されております。この接種率は、県内で最も高い接種率となっております。

加えて、第38回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、生後6か月以上4歳以下の乳幼児向け新型コロナワクチンを、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが承認されました。これを踏まえ、厚生労働省から速やかに乳幼児接種の体制準備を進めるよう通知がありましたので、医療機関との協議を行うなど準備を進めているところであります。

この乳幼児接種は3回接種する必要がある、1回目と2回目の間隔を3週間、2回目と3回目の間隔を8週間以上空けることとされており、令和5年3月までの特例接種期間中に終えるには1月中旬までに1回目の接種を終える必要がありますので、適切に準備を進めてまいります。

今後は、これまで接種が完了されていない希望者への対応や、現在行っております集団接種、個別接種の対応など、接種者の状況がより複雑化してまいります。引き続き医療機関との連携を図りながら安全かつ円滑に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について御報告いたします。

本交付金につきましては、昨年度、国より内示がありました通常分より1億3,766万4,000円を今年度へ繰越ししております。

また、4月28日に感染症拡大防止対策や経済対策など幅広く使える通常分2,408万1,000円と、原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策への支援に使えるコロナ禍における原油価格・物価高騰対策分7,224万1,000円、合わせて9,632万

2,000円の交付限度額の通知がありました。

この限度額に対し、3回の一般会計補正予算の計上を行い、議会の御承認を頂きながら、23事業を実施しているところでございます。感染症拡大防止対策はもちろんであります、1人当たり5,000円の商品券配付事業などの原油価格・物価高騰対策やDX（デジタルトランスフォーメーション）にも対応した事業など、幅広く実施しているところであります。

さらには、9月20日に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として5,988万円の交付限度額の通知がありました。この交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業で、対象者への支援効果が直接的に及ぶ事業となっております。

電力、ガス、食料品、畜産飼料の価格高騰を受け、冬場の暖房等の費用や子牛の販売価格落ち込み対策として、緊急性が高く、事業実施までに時間のかかる2事業4,450万6,000円を、一般会計補正予算（第7号）により、10月31日に専決処分とさせていただき、補正予算（第8号）により、商工業者や医療福祉施設、化学肥料の価格高騰の影響を受ける農家などの支援対策として、通常分の残額と合わせて7事業、7,038万5,000円を計上させていただいておりますので、後ほど議案の提案理由説明の中で詳細を説明させていただきます。

次に、臨時特別給付金について御報告いたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年度住民税非課税世帯及び令和4年度に新たに非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでありましたが、期限の9月30日までに、給付条件に該当し受給を希望された全1,800世帯に振込を完了しております。

次に、低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、独り親世帯の児童扶養手当受給世帯及び子育て中の住民税非課税世帯に対し、高校生以下の子供1人当たり5万円を給付するものでありましたが、独り親世帯111世帯174人、子育て中の住民税非課税世帯58世帯134人を対象に、8月26日に振込を完了しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本町独自の1人当たり2万5,000円の上乗せ給付につきましても、162世帯297人を対象に、9月30日に振込を完了しております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。

今回、承認第8号一般会計補正予算（第7号）で専決処分の承認をお願いいたします国の事業として行われる価格高騰の緊急支援として、令和4年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するものでありますが、給付金システムの改修を10月31日に行い、給付条件に合った対象世帯に対し、11月18日から確認書を発送し、内容が確認でき次第、12月上旬か

ら順次振込を行ってまいります。今後は、広報などを行いながら、受給希望者全員に給付が完了しますよう対応してまいります。

次に、高千穂まちづくり公社について御報告いたします。

高千穂まちづくり公社につきましては令和4年6月1日に設立し、7月1日より道の駅高千穂の物産館及びがまだせ市場鬼八の蔵の指定管理による運営や、ふるさと納税の業務などを行っております。

現在の運営状況であります。7月から9月の第2四半期の決算が出ており、いずれも税抜きで、道の駅高千穂物産館及びがまだせ市場鬼八の蔵で構成される物産事業部が、売上高2万7,000円、経常利益16万円4,000円となっており、本社経理部門を含めた全体で売上高5,688万1,000円、経常利益がマイナスの454万9,000円となっております。

現在のところでは、まだマイナスとなっておりますが、創立費、開業費のおよそ340万円を除けば100万円程度のマイナスであり、全体の売上げは、目標とする令和2年度の実績を上回っております。特に8月期が行動制限のない夏休みとなり、また、2年間のコロナ禍の反動が主な要因ではないかと考えております。

物産事業部につきましては、道の駅の売上げが全体を牽引し、アイテム数の拡充による客単価の増額や、手数料を平均19%から28%に見直したことにより、収益も改善されております。また、売場陳列の改善や特産品の詰め合わせセットの販売にも力を入れており、さらに収益増へつなげてまいります。

ふるさと納税事業部につきましては、返礼品の造成に力を入れており、当初の始動時に比べアイテム数が50品目ほど増加しております。

公社の運営につきましては四半期ごとにアクションプランを作成しており、そのプランを基に日々効果検証を行っております。最高執行責任者の坂井 昌弘氏も前職を9月末で退職され、11月末には本町へ移住し、12月より常勤で勤務されますので、より一層、営業成績が伸びることを期待しております。

次に、10月6日から10日までの5日間、鹿児島県で開催されました第12回全国和牛能力共進会の結果について御報告いたします。

皆様御存じのとおりであります。全国和牛能力共進会は全国和牛登録協会の主催で、5年に一度、和牛の美しさや脂肪の質といった改良成果などを競い合うもので、今大会には過去最高の41道府県が参加し、438頭が出品されました。

宮崎県代表牛のうち、高千穂代表牛は、種牛の部（第3区）、若雌の2（単品区）で優等賞主席、第4区3頭1セットの繁殖雌牛群で優等賞2席に2頭、第6区4頭1セットの総合評価群で優等賞2席、種牛1位に3頭、肉牛の部第（7区）3頭1セットの脂肪の質評価群で優等賞主席、

加えて内閣総理大臣賞を受賞いたしました。

高千穂町から4部門に7頭出品し、全ての区で特別賞を受賞するなど、高千穂の代表牛が宮崎県が挙げた好成績の原動力となりました。

今回、宮崎県代表牛は、平成19年の第9回鳥取大会から内閣総理大臣賞を4大会連続で受賞するなど、宮崎牛が日本一であることを改めて全国へアピールする、すばらしい成績を収めることができました。出品者には若手も多く、畜産への熱い思いとともに、先人たちから受け継いできた技術が、これはこれからも承継されることで、さらなる活躍が期待されます。

今回、その今後の期待と功績をたたえるため、10月30日に行いました高千穂町町制施行100周年記念式典の場で、町政功労者として全員を表彰させていただきました。今後も引き続き関係機関と連携し、畜産の振興を図ってまいります。

次に、令和4年9月17日から19日にかけての台風14号被害につきまして御報告いたします。

降り始めからの雨量が572ミリ、時間雨量51ミリを記録した台風14号では、本町の公共土木施設や農地農業用施設、林道など、多くの生活インフラや農林産物に被害が発生し、平成17年9月のTR高千穂鉄道の鉄橋を流失させた台風14号被害に匹敵するものと考えております。

初めに家屋関連の被害状況ではありますが、住宅のうち床上浸水が1戸、床下浸水4戸、一部損壊11戸、土砂流入1戸、牛舎のうち全壊1戸、一部損壊1戸、車庫・倉庫損壊10戸となっております。

建設課所管では、道路河川など合わせて577か所の被害調査を実施し、公共土木施設災害復旧事業に河川55か所139工区、道路63か所8工区を申請する計画で、申請額が12億3,000万円であります。国による災害査定が12月から2月にかけて予定されております。

農地整備課所管では、農地・農業用施設につきまして約980か所の被害調査を実施し、災害復旧事業に約300か所、申請額約35億9,100万円、自力復旧事業が約250か所、申請額約5,000万円であり、11月中旬から災害査定が始まっております。

なお、用水路12か所、農道1か所につきましては応急仮工事を、揚水機2か所につきましては応急本工事を実施し、来年度の水稲作付ができるよう、急ピッチで作業を進めてまいります。

農林振興課所管の農業関係につきましては、水稻の被害面積が298ヘクタール、被害額が8,933万7,000円。トマトを中心とした野菜が13.7ヘクタール、6,249万1,000円、栗などの果樹が3.9ヘクタール、117万1,000円。茶などの工芸作物が0.3ヘクタール、128万1,000円、家畜のうち親牛が3頭、子牛が2頭、被害額が434万6,000円、施設のうち茶工場が1棟、44万6,000円、畜舎が3棟、

1,108万3,000円、ビニールハウスが173棟、4,204万8,000円で、農業関係被害総額が2億1,220万3,000円であります。

林業関係につきましては、林道施設が139か所の被害調査を実施し、災害復旧事業に22か所、申請額1億5,810万7,000円、作業道が19路線、ほだ場が3か所、山林崩壊等が1.85ヘクタールで、現在も調査中ではありますが、林業関係被害総額の合計が、おおよそ2億8,720万円であります。

なお、林道の災害査定につきましては、12月上旬から予定されております。

今回の台風14号は激甚災害に指定されましたが、現在でも多くの町民の皆様が生活や農作業などに支障を来されております。一日でも早く災害復旧事業を完了し、日常生活に戻れますよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、来年度の予算編成方針につきまして御報告いたします。

まず、国の予算編成の方向性であります。令和5年度予算の概算要求の基本的な方針として、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していく方針としています。

また、地方財政については、総務省概算要求において新経・済財政再生計画等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が令和4年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保し、出口ベースで18.2兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを要求していることから、今後の予算編成の動向を注視していく必要があります。

続きまして、宮崎県の予算編成の方針であります。引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、原油、物価高騰対策など、県民生活と地域経済の着実な再生、将来を見据えた成長力の創出に向けて積極的な展開を図ることとしております。

県の重点施策としましては、まず、コロナ禍、物価高騰などからの再生・復興として生活困窮者の支援や資材高騰対策、旅行等の応援消費の喚起、G7農業大臣会合を契機とした交流・活性化の推進など、また、中山間地域の暮らしの維持・活性化としてデジタル技術の積極的利用、担い手確保、移住定住の促進など、また、経済・産業成長の促進としてDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、省エネ、クリーンエネルギーの利用拡大など、また、次世代育成、若者・女性活躍の推進として少子化対策の強化、若者や女性の雇用の場の確保、地域のスポーツ・文化の振興など、最後に、安全安心な県土づくりの推進として土砂災害やインフラ老朽化対策、感染症に強い医療提供体制の充実などを挙げております。

高千穂町としましては、県の事業について十分に情報を把握し、県や関係機関と緊密に連携を

取りながら本町の事業を効果的に実施していく必要があると考えております。

さて、本町の財政状況でございますが、令和3年度一般会計決算では、町税や財産収入といった自主財源割合は歳入総額の19.9%に過ぎず、また、依存財源で歳入総額の40%を占める地方交付税については、令和5年度予算の総務省の概算要求額では前年度比約0.8%増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害への費用増加が地方への配分に影響することも危惧されます。

町債につきましては、年度末残高が68億4,000万円とやや増加している一方、財政調整基金等の一般会計の基金保有額は令和3年度末で約32億円と、前年度から4億円ほど増加し、将来の財源不足にある程度対応できる保有額を維持しておりますが、さきの台風14号による災害対策費用も多額に上っており、基金取崩しが見込まれることから、引き続き慎重な財政運営に努める必要があります。

歳出につきましては、第6次高千穂町総合長期計画に沿って、1、農林畜産業、商工観光業の振興等、地域の資源を生かした活力あるまちづくり、2、医療、福祉、社会保障制度の充実による健やかに暮らせる支え合いのまちづくり、3、学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興による豊かな人間性を育むまちづくり、4、交通網整備、環境保全、防災体制の整備等、安全かつ快適な暮らしやすいまちづくり、5、健全な財政運営、効率的な行政運営の推進など、町民と行政の協働による持続可能なまちづくりに取り組むこととしておりますが、人口減少、少子高齢化対策、農林水産業・商工業の振興対策、インフラの老朽化対策や行政のデジタル化、地域医療体制の確保等、山積する課題に対し、起債や基金の取崩しに頼り過ぎることなく、限られた財源を有効に活用し、活気にあふれた、もっと元気な高千穂町づくりに向け、全職員の知恵と工夫による効率的かつ効果的な予算編成に取り組む所存であります。

以上行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 承認第8号

日程第6. 承認第9号

日程第7. 議案第65号

日程第8. 議案第66号

日程第9. 議案第67号

日程第10. 議案第68号

日程第11. 議案第69号

日程第12. 議案第70号

日程第 13. 議案第 71 号

日程第 14. 議案第 72 号

日程第 15. 議案第 73 号

日程第 16. 議案第 74 号

日程第 17. 議案第 75 号

日程第 18. 議案第 76 号

日程第 19. 議案第 77 号

日程第 20. 議案第 78 号

日程第 21. 議案第 79 号

日程第 22. 議案第 80 号

日程第 23. 議案第 81 号

日程第 24. 議案第 82 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 5、承認第 8 号から日程第 24、議案第 82 号までの承認 2 件、条例議案 11 件、補正予算議案 6 件、その他議案 1 件の町長提出議案 20 件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、承認 2 件、条例案件 11 件、補正予算 6 件、その他 1 件の合計 20 件であります。

初めに、承認第 8 号令和 4 年度高千穂町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについてであります。台風 14 号の災害対応等の事業執行に急を要し、議会を招集させていただき時間的余裕がありませんでしたので、10 月 31 日付で専決処分を行ったものであります。補正内容は、歳入歳出予算の総額に 3 億 2,496 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 95 億 8,598 万 2,000 円とするものであります。

歳出は、台風 14 号による倒木、崩土等の除去、道路仮復旧工事、災害測量などの応急対応費及び国の事業として行う住民税非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金、並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による増が主なものであります。

歳入では、国県支出金、財政調整基金繰入金等の増額を計上しております。

次に、承認第 9 号令和 4 年度高千穂町水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについてであります。同じく台風 14 号の災害対応等の事務執行に急を要し、議会を招集させていただき時間的余裕がありませんでしたので、10 月 28 日付で専決処分を行ったものであります。

補正内容は、資本的収入に国庫補助金 300 万円、資本的支出に第 2 水源導水管災害復旧工事分 600 万円を計上しております。

次に、議案第 65 号高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。令和 3 年 6 月の地方公務員法の改正により、令和 5 年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されることとなっております。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、高度化、複雑化する行政課題への的確な対応などの観点から、本町におきましても現在の定年年齢 60 歳を引き上げようとするものであります。能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代へ、その知識、技術、経験などを継承しようとするものであり、令和 5 年度から令和 13 年度にかけて、2 年に 1 歳ずつ、65 歳まで段階的に引き上げるものであります。

また、管理職に当たる管理監督職員の上限年齢、いわゆる役職定年年齢を 60 歳と規定するものであります。

次に、議案第 66 号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員の定年年齢引上げに関連して、働き方の一つの選択肢として職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものであります。

年齢 55 歳以上の高齢職員が加齢等による身体的事情への対応で部分的に勤務をしないことがやむを得ない場合において、週 38 時間 45 分の勤務を定年まで継続することを希望しなければ、公務の運営に支障がない範囲で勤務時間を減らしながら定年まで勤務することができる制度であります。

次に、議案第 67 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。先ほどの定年年齢延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、高千穂町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正など 8 条例の一部改正と、高千穂町職員の再任用に関する条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第 68 号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。令和 4 年度の人事院勧告に基づく改正であり、民間給与との格差 0.23% を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を行政職の高卒初任給で 4,000 円、大卒初任給で 3,000 円、率にして、1 級で平均 1.7% 程度、2 級で 1.1% 程度、3 級で 0.2% 程度を引き上げるものであります。

また、勤務手当について、年間の支給月額を職員で 0.1 月分、再任用職員で 0.05 月分を引き上げるものであります。

次に、議案第 69 号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 70 号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して御説明いた

します。

この２件の改正につきましても令和４年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正であり、年間の支給月額を０．０５月引き上げるものであります。

次に、議案第７１号高千穂町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。国のデジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和３年５月に制定され、その関係する法律として個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われたことに伴うものであります。

個人情報保護法など関係３法を１つに統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護審査会に一元するものであります。

次に、議案第７２号高千穂町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、先ほどの議案第７１号高千穂町個人情報保護法施行条例の第４条の規定に伴い審査会の設置を行うものであり、審査会の設置の目的、審査会委員の任期、審査会の調査権限などについて規定するものであります。

次に、議案第７３号高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定についてであります。原油・原材料価格高騰による影響を受けた町内中小企業者の事業資金調達の円滑化及び経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度原油・原材料高対策特別貸付の利用者に対して、町がその利子補給を３年間行うこととしており、来年度以降の利子補給額を基金として積み立てるための条例制定であります。

次に、議案第７４号高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。下水道事業を長期的に安定した経営基盤へ強化するため、令和５年４月１日以降、地方公営企業法を適用し、これまでの下水道事業特別会計から公営企業会計方式へ移行することに伴うものであり、高千穂町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業を追加し、高千穂町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるほか、高千穂町公共下水道事業減債基金条例の廃止、高千穂町情報公開条例の一部改正など、関連する９の条例改正も併せて行うものであります。

次に、議案第７５号高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正についてであります。本町育英資金の貸与のうち、この興梠功育英資金貸付基金からの貸与において、高千穂町育英資金貸与条例の返還免除規定に該当した場合、返還を免除された額は基金が減少することから、貸付原資としての基金を維持するため、その減少分について、予算の定める範囲内で基金に積立てができるようにするための改正であります。

次に、議案第７６号から議案第８１号までの補正予算議案６件について御説明いたします。

まず、議案第７６号令和４年度高千穂町一般会計補正予算（第８号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４億２，３３４万２，０００円を追加し、歳入歳出の総額を１１０億９３２万４，０００円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び台風１４号災害に関連する人件費の増、農地農業用施設、林道施設、河川、道路、橋梁、公共土木施設等の災害復旧事業のための測量設計費、復旧工事費の増及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、社会福祉費等の扶助費の増などが主なものであります。

次に、議案第７７号から７９号の各特別会計補正予算及び第８１号の水道事業会計補正予算につきましては、国県補助金の増、職員の人件費、保険給付費等の増額の補正が主なものであります。

次に、議案第８０号高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）につきましては、本日、病院事務長が欠席しておりますので、私の方から詳細な内容まで説明させていただきます。

補正予算議案集の９５ページから御覧ください。

今回の補正は、第２条で予算第３条に定めた収益的収支のうち、収入の第２項医業外収益を５，６２７万８，０００円増額し、病院事業収益の総額を２１億４，４００万円に、また、支出の第１項医業費用の額を６，２３８万５，０００円増額、第２項医業外費用の額を１００万円増額、第３項特別損失の額を２５万４，０００円増額し、補正後の病院事業費用の総額を２４億６，２７３万９，０００円とするものです。

次に、第３条で予算第４条に定めた資本的収支のうち、収入の第３項繰入金の額を６６万５，０００円増額し、補正後の資本的収入の総額を１億４，１８７万４，０００円に、また、支出の第１項建設改良費の額を７３万２，０００円増額し、補正後の資本的支出の総額を２億８，５７８万円とするものです。

次に、第４条で予算第７条に定めた棚卸資産の購入限度額を４，２４７万８，０００円増額し、補正後の額を３億６，９３３万７，０００円とするものです。

補正の主なものにつきましては、議案集９６ページから９７ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

収益的収入のうち、医業外収益の国県補助金の２，１６５万３，０００円の増額は、主に新型コロナウイルス感染症の空床確保及び地方創生臨時交付金の物価高騰対策の補助金によるものです。長期前受金戻入れの３，４６２万５，０００円の増額は、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の収益化によるものです。

収益的支出につきまして、医業費用の材料費の４，２４７万８，０００円の増額は、薬品費及び診療材料費の増、経費の１，９６０万７，０００円の増額は、光熱水費や燃料費等の増、研究研修費の３０万円の増額は研究雑費の増、医療外費用の施設整備費の１００万円の増額は、医師住宅

等の改修費の増、特別損失の過年度損益修正損の25万4,000円の増額は、過年度のレセプト調整によるものです。

資本的収入につきまして、繰入金の66万5,000円の増額は、地方創生臨時交付金の増によるものです。

資本的支出につきまして、建設改良費の有形固定資産購入費の73万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応の業務用洗濯乾燥機の購入を予定しているものです。

99ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第82号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。西臼杵3町において、長期的な医療提供体制と地域完結型医療体制を整備し、安定的な経営基盤を構築するため、3公立病院の機能再編と一部事務組合化による経営統合を行うこととしております。

この経営統合につきましては令和6年4月を目標としておりますが、令和5年度から、現在の統合再編準備室を先行して一部事務組合へ移行し、経営統合に向けた準備を進めるため、西臼杵公広域行政事務組合規約を変更するものであります。

また、別表第2において、令和5年度の公立病院統合再編費用の各町分担を均等割とする規定を追加しております。

以上、提案理由でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ここで11時10分まで休憩します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、承認第8号、議案第76号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の承認第8号、議案第76号について御説明申し上げます。

初めに、承認第8号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてでございますが、専決処分の理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、補正内容について御説明いたします。

議案集1、承認の5ページをお開きください。

今回の専決処分は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億２,４９６万３,０００円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を９５億８,５９８万２,０００円としたものでございます。

６ページをお開きください。

まず、歳入ですが、国庫支出金１億３,０６２万円の増は、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増が主なものです。

県支出金３,６６０万８,０００円の増は、現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金の増が主なものです。

繰入金１億５,７７３万５,０００円の増は、財政調整基金繰入金の増です。

次に、歳出ですが、７ページをお開きください。

総務費３,６８７万２,０００円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、災害復旧職員派遣負担金の増が主なものです。

民生費８,７４３万２,０００円の増は、国の価格高騰緊急支援給付金の増が主なものです。

農林水産業費４,８８０万３,０００円の増は、飼料価格高騰対策事業補助金及び林道維持補修工事、災害復旧調査測量委託料の増等によるものです。

土木費３,５６０万５,０００円の増は、道路維持補修工事費、地域防災崖崩れ対策補助金等によるものです。

災害復旧費１億１,６２５万１,０００の増は、農地・農業用施設、林業施設、道路、橋梁、河川の災害復旧工事及び災害復旧調査測量設計委託料の増等によるものです。

なお、９ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

次に、議案第７６号令和４年度高千穂町一般会計補正予算（第８号）について説明いたします。

議案集３、補正予算の５ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４億２,３３４万２,０００円を追加し、歳入歳出の総額を１１０億９３２万４,０００円とするものであります。

また、第２条で債務負担行為の補正を、第３条で地方債の補正を上げております。

それでは、７ページをお開きください。

まず、歳入ですが、町税４,８９０万５,０００円の増は、収入見込みによる増です。

分担金及び負担金４４６万円の増は、災害復旧費分担金等によるものです。

国庫支出金３億９,７８１万７,０００円の増は、土木災害復旧事業負担金、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金等によるものです。

県支出金３億１,４１５万８,０００円の増は、林道施設及び農地・農業用施設災害復旧事業費補助金等によるものです。

財産収入８２万１，０００円の増は、基金運用収入の増です。

寄附金２９０万円の増は、企業版ふるさと納税及び一般寄附によるものです。

繰入金４億１，７９８万９，０００円の増は、財政調整基金繰入金の増です。

諸収入１，２２５万１，０００円の減は、会計年度任用職員の雇用保険等、個人負担金等の減によるものです。

町債２億４，８５４万３，０００円の増は、災害復旧事業債の増及び臨時財政対策債の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

８ページ、９ページをお開きください。

最初に、議会費３万６，０００円の増は、人件費によるものです。

総務費２，７０１万２，０００円の増は、庁舎電気料、光ケーブル修繕費、ＡＤＳＬ廃止に伴う事業所光回線切替え工事等の増です。

民生費７，４７２万８，０００の増は、コロナ禍における原油価格物価高騰対策事業、保育施設ＩＣＴ化事業、扶助費の増等によるものです。

衛生費１，０４４万５，０００円の増は、病院事業会計への新型コロナウイルス感染症対応分の繰出金、台風１４号災害関連廃棄物処理委託料等の増です。

農林水産業費１億７，５４８万７，０００円の増は、農地・農業用施設災害自力復旧事業補助金、災害調査測量設計委託料、林道維持補修委託料及び林道維持工事費等によるものです。

商工費５，０２８万９，０００円の増は、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業による商工業者向け支援金及び利子補給事業が主なものです。

土木費１億９６５万円の増は、道路維持工事費、河川災害復旧費、地域防災崖崩れ対策補助金、真名井橋架け替え工事負担金、木造住宅リフォーム補助金が主なものです。

消防費１９万２，０００円の増は、消防施設改修費等となっております。

教育費４９０万３，０００円の増は、新型コロナ対策学校保健衛生費、体育施設等修繕料等によるものです。

災害復旧費９億７，０６０万円の増は、農林水産業施設災害復旧費４億５，１６０万円、公共土木施設災害復旧費５億１，９００万円となっております。

その他、人事院勧告に伴います給与等の増額を計上しております。

議案集の１３ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を、４８ページに新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業の内訳を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第９号、議案第７４号、７８号、８１号について、上下

水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の承認 1 件、議案 3 件につきまして御説明いたします。

まず、承認第 9 号令和 4 年度高千穂町水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについてであります。1 番、承認の議案集の 19 ページを御覧ください。

本件の概要は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、令和 4 年 9 月発生の台風 14 号により、上水道第 2 水源からの導水管が流失破損したことによる災害復旧に関する補正予算の専決処分であります。

例年、冬場の渇水期に使用している水源であります。早い年では 12 月から、この第 2 水源を使用していることもあり、同時期までに復旧を急ぐ必要があります。今回、令和 4 年 10 月 28 日付で専決処分といたしましたので、内容を報告し承認を求めるものであります。

今回、被災の導水管は、向山にあります第 2 水源湧清水から、浄水場のあります御塩井までの直径約 20 センチから 25 センチの水道管であります。この導水管は向山側を五ヶ瀬川沿いの九州自然歩道に沿って主に設置され、高千穂峡ボート乗り場付近を通過し、御塩井に至っております。今回、台風 14 号による五ヶ瀬川の増水でこの歩道は冠水し、管の流失や抜け、基礎埋設土の流出など、複数箇所合計約 100 メーターの被害を受けたものであります。

以上の災害につきましては、厚生労働省の上水道施設災害復旧事業に申請をする予定でございます。

なお、本工事は応急本工事として既に発注済みであります。

専決処分の内容につきましてであります。21 ページの第 2 条のとおり、資本的収入及び支出の収入について、第 4 項補助金を 300 万円増額し、補正後の収入総額を 2,700 万 3,000 円に、支出について、第 1 項建設改良費を 600 万円増額し、補正後の支出総額を 4,505 万 7,000 円とするものであります。これにより資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,505 万 4,000 円を 1,805 万 4,000 円に改め、不足分は当初予算と同じく消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金により補填するものであります。

詳細につきましては、22 ページ以降に実施計画補正、資金計画補正を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第 74 号高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。2 番、条例の議案集 55 ページを御覧ください。

本案は、下水道事業特別会計が令和 5 年 4 月 1 日から公営企業会計方式に移行を予定しているのに伴い、必要な条例の改廃を行うものであります。

人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化が進んでいく状況が今後見込まれる中、将来にわたり安定した持続可能な下水道サービスを維持するため、経営に関する的確な現状把握と将来予測による経営基盤の強化が必要となります。

総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進について及び公営企業会計のさらなる適用の推進についてにより、人口3万人以上の事業者は令和2年度、人口3万人未満の事業者は令和6年度開始日までの適用を要請されており、特に下水道事業は重点事業とされております。これにより高千穂町では、令和5年4月1日以降を目標に、令和2年度から予算を計上し、資産評価や移行業務に取り組んでおります。

企業会計の適用に当たり、今回、9の条例の一部改正、廃止する条例1を提案しております。表題条例以外の条例につきましては、表題条例の一部改正に関連した改正であるため、その改正内容は表題条例の附則として記載しております。

内容につきまして説明いたしますと、移行により適用される法律が地方財政法から地方公営企業法に変わることから、条例で下水道事業の設置を規定いたします。これにより高千穂町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業を追加し、高千穂町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

また、地方公営企業法の全部適用により、組織、身分等も水道事業と同様になり、定数につきましても、下水道事業の職員3名を地方公営企業の適用を受ける職員の定数7名に追加し10名に、町長の事務部局の職員を3名減の281名といたします。

事業の管理者につきましては、水道事業と同じく管理者を設置せず、町長がその権限を行います。

また、企業会計移行に伴い不要となる減債基金条例を廃止いたします。

そのほか、関連する条例の文言等を併せて改正いたします。

詳細につきましては、56ページからの議案集を御覧ください。

次に、議案第78号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります、3番の補正予算の議案集65ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,109万3,000円とし、そのほか必要な経費について組替えを行うものであります。

補正の主な理由としましては、償還金利子額の増及び電気料等の不足であります。

66、67ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、使用料及び手数料を2万6,000円増額とし、補正後の額を7,503万円とするものであります。

一方、歳出につきまして、公債費を2万6,000円増額し、9,706万2,000円とし、そのほか総務費及び施設費を、74ページ、75ページのとおり組み替えるものであります。

詳細につきましては、69ページ以降の事項別明細書を御覧ください。

次に、議案第81号令和4年度高千穂町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。同じく3番、補正予算の議案集105ページを御覧ください。

今回の補正の主な理由は、給与等の改定及び材料費の不足等によるものであります。

今回の補正は、第2条のとおり収益的収入及び支出について、水道事業費用の営業費用83万1,000円を増額し、補正後の支出の総額を1億4,424万5,000円とするものであります。

106ページの予算実施計画補正（第3号）の支出のとおり、営業費用の配水及び給水費が50万円の増額、総係費が33万1,000円の増額とし、合計83万1,000円の増額とするものであります。

また、職員給与費は、予算第7条で定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、105ページの第3条のとおり33万1,000円を増額し、合計4,521万7,000円とするものであります。

また、第4条のとおり、棚卸資産の購入限度額は材料費50万円を増額し、合計260万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、106ページ以降に実施計画補正、資金計画補正、給与費明細補正、棚卸資産購入限度額補正を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の承認1件、議案3件につきまして、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第65号から72号及び第82号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管議案9件につきまして御説明いたします。

条例議案集の3ページを御覧ください。

初めに、議案第65号高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、令和3年6月の地方公務員法の改正に伴うものであり、理由等につきましては町長説明のとおりであります。

改正内容につきましては、第2章第3条において、定年年齢を60歳から65歳へ引上げ、第5章第14条において、令和5年度から令和13年度にかけて、65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられます。

第3章第6条において、本町でいう課長職に当たる管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職員について、第7条において、その管理監督職員の上限年齢、いわゆる役職定年年齢を

60歳と定めております。

第4章第12条において、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定し、附則第1条において、この改正を令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、60歳に達した職員の給与月額、国家公務員の取扱いに準じて高千穂町職員の給与に関する規則の一部改正を行い、60歳定年前の7割水準となる予定です。

次に、条例議案集の15ページを御覧ください。

議案第66号職員の高齢者部分休業等に関する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公務員の定年年齢引上げに関連するものであり、理由等については町長説明のとおりであります。

内容につきましては、条例の第2条において、休業が承認される1週間当たりの休業時間の通常勤務時間の2分の1を超えない範囲で年齢を55歳以上とし、第3条において、休業取得中の給与の減額方法について、第4条において、休業している職員の業務を処理することが困難となった場合の休業承認の取消しや休業時間の短縮について規定しております。

また、規則の第1において、令和5年4月1日から施行するものとし、第2項において、高千穂町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第13条第3項に、水道事業企業職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間の給与を減額して支給するとの条文を追加する改正を併せて行っております。

次に、条例議案集17ページを御覧ください。

議案第67号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。

この改正は、先ほどの定年年齢延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、第1条で高千穂町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正において派遣できる職員について、第2条で高千穂町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正において給与の減額する額について、第3条で高千穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正において関係条番号の修正を行い、第4条で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正において、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とするなどの文言修正を行います。

第5条で職員の育児休業等に関する条例の一部改正において、文言の修正及び育児休業をすることができない職員、育児短時間勤務をすることができない職員について規定し、第6条で高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正において、文言の修正及び定年前再任用短時間勤務職員の給与月額などについて規定しております。

第7条で高千穂町旅費条例の一部改正において関係条番号の修正を行い、第8条で高千穂町職

員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正において、文言修正及び減給に関する経過措置について規定を行っております。

また、第9条で高千穂町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案集25ページを御覧ください。

議案第68号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告に基づく改正であり、勧告では民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給与月額を行政職の高卒初任給で4,000円、大卒初任給で3,000円の引上げとなっております。

また、勤勉手当について、年間の支給月数を初級職員で1.9月から2.0月へ0.1月の引上げ、再任用職員で0.9月から0.95月へ0.05月分が引き上げられます。

条文では、第1条において、本条例第18条第2項第1号で職員の本年12月期の勤勉手当を100分の95から100分の105へ、同項第2号で再任用職員の本年12月期の勤勉手当を100分の45から100分の50へ改め、別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表の全部を改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

また、第2条で令和5年度以降の勤勉手当について、職員が6月期、12月期、それぞれ100分の100へ、再任用職員がそれぞれ100分の47.5へ改めるものであり、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、会計年度任用職員につきましても本条例を準用いたします。

次に、条例議案集41ページ、議案第69号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び43ページ、議案第70号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して御説明いたします。

この2件の改正につきましても、令和4年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正であり、年間の支給月数を3.25月から3.3月へ0.05月引き上げるものであります。

条文では、第1条で本条例第4条ただし書において、12月に支給する期末手当を100分の162.5から100分の167.5へ改正し、公布の日から施行するものであります。

第2条で6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ100分の165へ改正し、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案集45ページを御覧ください。

議案第71号高千穂町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

この条例制定は、国のデジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に制

定され、その関係する法律として個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われたことに伴うものであります。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を1つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護審査会に一元化するものであります。

条文につきましては、第1条で条例の趣旨について、第2条で使用する用語の定義について、第3条で手数料等について、第4条で審査会の諮問について、附則第1条で施行期日について、附則第2条で現在の高千穂町個人情報保護条例の廃止についてを規定しております。

次に、議案集49ページを御覧ください。

議案第72号高千穂町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

この条例の制定は、個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を確保するため、先ほどの議案第71号高千穂町個人情報保護法施行条例第4条の規定に伴い、審査会の設置を行うものであります。

条文につきましては、第1条で審査会の設置目的について、第2条で審査会の所掌事務について、第3条で審査会の組織について、第4条で委員の任期について、第5条で審査会の調査権限について、附則第1項で施行期日を規定しております。

次に、議案集その他の3ページを御覧ください。

議案第82号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。

西臼杵3町において、長期的に地域の医療提供体制を存続させるため、令和3年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を発表いたしました。この基本構想では3公立病院の機能再編を行い、地域完結型医療を目指し、一部事務組合間による経営統合により、安定的な経営基盤を構築することとしております。

この経営統合につきましては令和6年4月を目標としておりますが、令和5年度から現在の統合再編準備室を先行して一部事務組合へ移行し、統合再編、経営統合に向けた準備を進めるため、西臼杵広域行政事務組合規約第3条第5号に組合の共同処理をする事務として西臼杵郡内公立病院の統合再編業務に関することを追加し、別表第2に令和5年度の公立病院統合再編費用の各町分担を均等割とする規定を追加するものであります。

この規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案9件につきまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第73号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それでは、企画観光課所管の議案第73号高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定について御説明いたします。

条例議案集 53 ページを御覧ください。

町長が御説明しましたとおり、原油・原材料価格が高騰したことにより、事業活動に影響が生じた中小企業者を対象に、宮崎県中小企業融資制度原油・原材料高対策特別貸付が 10 月 31 日を融資実行期限として行われております。

本件は、その融資を受けた中小企業者に対して、本町が 3 年間、利子補給を行うに当たり、来年度以降に発生する利子補給額を基金に積み立てる必要があるため、本条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 75 号について、教育次長。

○教育委員会次長（山下 正弘次長） 議案第 75 号高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正について御説明をいたします。

条例議案集の最後になりますが、61 ページを御覧ください。

町育英資金の貸与は、高千穂町育英資金貸与条例に基づき、一般会計及び興梠功育英資金貸付基金から対応していますが、その返還については返還免除の規定が設けられております。この基金からの対応において、この返還免除規定に該当した場合、基金が減少していくということになりますことから、貸付原資としての基金を維持するために、第 2 条に議案にお示ししているような 1 項を加え、その減少分について予算の定める範囲内で基金に追加して積み立てることができるようにし、基金を維持していくための改正であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 77 号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管、補正予算議案 1 件につきまして御説明いたします。

補正予算議案集の 51 ページを御覧ください。

議案第 77 号令和 4 年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万円を増額して、補正予算後の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,056 万 6,000 円とするものであります。

まず、52 ページ、歳入ですが、繰入金 13 万 6,000 円の増につきましては、職員の給料表改定に伴う一般会計からの繰入金の増額であります。

諸収入 13 万 4,000 円の増につきましては、頸部エコー検査を受けられる方の個人負担金の増額であります。

次に、53 ページ、歳出であります。総務費 44 万 4,000 円の増につきましては、給料

表改定による国保系の人件費、システム改修委託料と国保連合会へ支払う手数料及び負担金の増額であります。

保健事業費41万9,000円の増につきましては、給料表改定による保健福祉総合センターの健康づくり係の人件費、頸部エコー検査委託料、保健福祉総合センターの光熱水費の増額であります。

諸支出金81万8,000円の増につきましては、調整交付金の精算に伴う償還金であります。

予備費141万1,000円の減につきましては、支出の増額に伴う予算組替えによる減額であります。

55ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の補正予算議案1件につきまして、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第79号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の議案第79号令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

議案集は、補正予算の議案集3番の補正予算77ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ5,650万1,000円を追加し、補正後の予算総額を15億8,082万8,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、80ページの歳入で、国庫支出金が1,813万5,000円、支払基金交付金が1,841万4,000円、県支出金が1,096万7,000円のそれぞれの増額であります、本年度事業実施見込みによる負担割合に応じた追加交付であります。

また、繰入金が898万5,000円の増額は、同じく事業実施見込みに伴う一般会計からの繰入金であります。

続きまして、81ページの歳出ですが、総務費が41万8,000円の増額で、会計年度任用職員雇用に伴う人件費増によるものであります。

保険給付費の6,800万円の増額は、各サービス事業実施見込みに伴うものであります。

次に、地域支援事業費が42万2,000円の増額は、人件費増によるものであります。

次に、予備費1,233万9,000円の増額は、増額になった各事業と調整による減額であります。

83ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただくよう、よろしくお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の補正議案1件についての説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 議案第80号については、関係課長の説明を省略します。

以上で、町長提案の日程第5、承認第8号から日程第24、議案第82号までの合計20件について説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時57分散会
